

第7回教育委員会（定）

開会日時 平成27年 4月 9日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時58分
開会場所 教育委員会室

出席者

| | |
|----|-------|
| 委員 | 別府明雄 |
| 委員 | 高野佐紀子 |
| 委員 | 青木義男 |
| 委員 | 松澤智昭 |
| 委員 | 橋本正彦 |

出席事務局職員

| | | | |
|------------|------|------------|------|
| 事務局次長 | 寺西幸雄 | 教育総務課長 | 小林 緑 |
| 学務課長 | 榎木恭子 | 生涯学習課長 | 浅賀俊之 |
| 指導室長 | 小西祐一 | 教育支援センター所長 | 新井陽子 |
| 新しい学校づくり課長 | 新部 明 | 学校配置調整担当課長 | 水野博史 |
| 施設整備担当副参事 | 荒張寿典 | 学校地域連携担当課長 | 木内俊直 |
| 中央図書館長 | 荒井和子 | | |

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

- 委員長 本日は、5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成27年第7回の教育委員会定例会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林教育総務課長、榎木学務課長、
浅賀生涯学習課長、小西指導室長、新井教育支援センター所長、新部新しい学校
づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、木内学校地
域連携担当課長、荒井中央図書館長の、以上11名でございます。
本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたしま
す。
ここで、人事異動により、新しく変わられた方もございますので、次長の方か
ら紹介をお願いいたします。
- 次 長 それでは、人事異動につきまして、既に前回の教育委員会で報告をさせていた
だいておりますが、本日から新しい課長が着任し、教育委員会に出席させていた
だきますので、ご紹介させていただきます。
浅賀生涯学習課長でございます。
- 生涯学習課長 浅賀でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 次 長 小西指導室長でございます。
- 指導室長 小西でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 次 長 新井教育支援センター所長でございます。
- 教育支援センター所長 新井と申します。よろしく申し上げます。
- 次 長 荒井中央図書館長でございます。
- 中央図書館長 荒井でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。
- 次 長 荒張施設整備担当副参事でございます。
- 施設整備担当副参事 荒張でございます。よろしく申し上げます。
- 次 長 以上でございます。よろしくをお願いいたします。
- 委員長 よろしくをお願いいたします。
それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第49号 平成28年度区立小・中学校使用教科書の採択の概要
について

(指導室)

日程第二 議案第50号 平成27年度教科用図書審議会委員の任命について

(指導室)

日程第二 議案第51号 平成27年度教科用図書審議会への諮問について

(指導室)

委員長 日程第一 議案第49号「平成28年度区立小・中学校使用教科書の採択の概要について」、から、日程第三 議案第51号「平成27年度教科用図書審議会への諮問について」、一括して、次長と指導室長から説明願います。

次長 それでは、議案第49号。
平成28年度区立小・中学校使用教科書の採択の概要についてでございます。
上記の議案を提出する。
平成27年4月9日。
提出者は橋本教育長でございます。
平成28年度区立小・中学校使用教科書の採択の概要について。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第6号により、平成28年度区立小・中学校使用教科書の採択について、下記のとおり提案する。
1、採択事項。
(1) 平成28年度区立小学校使用教科書。
(2) 平成28年度区立中学校使用教科書。
(3) 特別支援学級使用教科書(一般図書)。
2、採択期限。
平成27年8月31日。
続きまして、議案第50号でございます。
平成27年度教科用図書審議会委員の任命について。
上記の議案を提出する。
平成27年4月9日。
提出者は橋本教育長でございます。
平成27年度教科用図書審議会委員の任命について。
1、任命委員。
別紙のとおりでございます。
2、任命年月日。
平成27年4月13日。
提案理由でございますが、東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則に基づき、教育委員会が、平成28年度使用教科書の適正かつ公正な採択を行うためでございます。
続きまして、議案第51号。

平成27年度教科用図書審議会への諮問について。

上記の議案を提出する。

平成27年4月9日。

提出者は橋本教育長でございます。

平成27年度教科用図書審議会への諮問について。

平成27年度教科用図書審議会へ下記のとおり諮問する。

1、諮問内容。

別紙のとおり。

2、諮問日。

平成27年4月13日。

提案理由でございますが、東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則に基づき、教育委員会が平成28年度使用教科書の適正かつ公正な採択を行うためでございます。

具体的な内容については、指導室長の方からご説明いたします。

指導室長 初めに、教育委員の皆様につきましては、8月31日までは教科書会社関係者との接触は避けていただくなど、公正な採択の実施にご協力いただきますよう、お願いいたします。

まず、議案第49号「平成28年度区立小・中学校使用教科書の採択の概要」でございます。

こちらは、来年度使用する小・中学校教科書の採択についてでございます。

「義務教育学校用教科書の採択について」、冊子になっているものをご覧ください。

めくっていただき、1ページ目でございます。

教科書の採択権限でございますが、①のとおり、区市町村立の学校につきましては、区市町村の教育委員会が採択する規定になっております。

また、2の(1)のとおり、板橋区教育委員会では、東京都教育委員会の指導、助言を受けて、板橋区立小学校・中学校及び特別支援学校で使用する教科書を、その責任と権限で採択するということになっております。

2の(3)の採択の方法ですが、種目ごと、例えば国語では、国語と書写の2種目といった数え方で、文部科学大臣が作成、登録された教科用図書の中から採択します。

ただし、学校教育法附則第9条に規定する特別支援学級で使用する教科書を除くということでございます。

裏面をご覧ください。

採択の時期、年度、地区及び教科書センターについてでございます。

採択時期は、教科書を利用する年度の前年度の8月31日まで。

つまり、今年の8月31日までに採択することとなっております。

採択の年度ですが、区立小学校で使用する教科書につきましては、昨年度に採択が行われ、今年度から新しい教科書を使用しております。来年度も継続して使

用いたします。

中学校は、今年度、採択を行い、来年度から新しい教科書を使用いたします。

特別支援学級で使用する教科書は、教科により、当該学年用の文部科学省検定教科書を使用することが適当でないときには、当該学校の設置者である板橋区教育委員会が定めるところにより、学校教育法附則第9条に規定する他の適切な教科書、一般図書を使用できると法令で決まっております。

具体的には、特別支援学級のある学校において、あらかじめ児童生徒の学習状況に応じて、それに合った一般図書、絵本などがそれに当たります、それらを選定し、毎年度、採択を行うことができます。

教科書センターは、今年度、板橋フレンドセンター内から教育支援センターに移転し、設置しております。

展示会場ですが、板橋区では、採択年度では、教育支援センターのほか、もう1カ所、昨年度は教育科学館でしたが、今年度は成増アートギャラリーで実施いたします。

続いて、3ページ目でございます。

こちらは、教科書採択の仕組みを図に表したものでございます。

採択に至る流れをお示ししております。

続いて、4ページ、5ページに東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則を載せてございます。

これは、公正に採択を行うために必要な事項を定めたもの、そして、それを受け、5ページの東京都板橋区立学校教科用図書採択事務実施要領の施行に関し、必要な事項を定めたものでございます。

7ページ目でございますが、教科書採択の事務スケジュールです。

本日、4月9日の教育委員会で諮問の議案を審議していただき、13日に第1回目の教科用図書審議会を行いたいと考えております。

その後、5月8日から教科用図書調査委員会による調査研究、6月8日に第2回審議会、学校調査、展示会場での区民意見を受け、7月6日の第3回審議会で答申を作成し、7月9日に答申をいただく予定でございます。

最後の8ページ目ですが、事務の流れとスケジュールを示したフロー図でございます。

以上が第49号の議案でございます。

次に、議案第50号「平成27年度教科用図書審議会委員の任命」でございます。

本日、机上に配付させていただきました「教科用図書審議会委員」をご覧ください。

東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則第3条に基づき、採択に関して、諮問に応じて調査研究を行う、板橋区教育委員会の附属機関であり、教育委員会が委嘱、または任命する委員12名以内で審議会が組織されます。

学識経験者、保護者代表、地域代表、学校長等教員の中から、事務局で選出いたしました、こちらの案でお示ししております。

こちらは東京都へ採択結果を報告する8月31日まで非公開となっております。後ほど、名簿につきましては回収させていただきたいと思いますので、ご了承ください。

この会議終了後、机の上に置いていただきますよう、お願いいたします。

次に、議案第51号「平成27年度教科用図書審議会への諮問について」でございます。

教科用図書審議会への諮問につきましては、東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則第3条第2項に基づき、採択基準の作成、調査研究の方針及び方法、調査研究の実施、調査研究結果及び区民意見・学校調査結果の整理の、以上4点について諮問するものでございます。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

今年度は、中学校の使用教科書について諮問するということで、小学校の部分は特に諮問しないのでしょうか。

指導室長 小学校につきましては、平成26年度に教科用図書の選定を終えておりまして、現在、その選定によって選ばれた教科書を使っております。

今年度については、小学校についてはございません。

高野委員 特別支援は、毎年やるということですね。

指導室長 はい。特別支援学級については、毎年、行っているところでございます。

高野委員 昨年の区民アンケートの結果の中でも、現場の教職員の方のご意見を大切にしたいという声がたくさんありました。

こちらの最後のフローで見ると、学校調査研究開始ということで、最初に言われました審議会と調査委員会のほかに、学校調査の研究が開始されるというところなんですけれども、これは具体的にはどのように行われるのですか。

教科書の展示は、去年は5カ所ぐらいの学校で、この展示会場以外にも展示されていたと思うんですけれども、そういう学校を中心に学校調査が行われるのでしょうか。

指導室長 今回は中学校でございますので、中学校の教員を各教科に分けて、この教科書の調査研究を行います。その十分に調査研究を行ったものを吸い上げて、選定に役立てていきたいと考えております。

高野委員 その調査委員会以外にも、また、別に学校での調査が行われるということですか。

指導室長 そのとおりでございます。

青木委員 この選定について伺いたいのは、ご存じのように、今の小6からセンター入試が廃止されて、いわゆる考えさせる、そういう教育指導をするような方向へ転換していくという話がございます。

ということは、当然、これから中学に上がってくる子たちと、この教科書というのがある程度時期的に一致してくるわけですが、今までのセンター試験のような解答選択方式から、以前にあったような小論文形式だとか、解答導出の手順を見極めるような方向へ持っていくとすると、その辺を視野に入れた教科書採択というのが、大事になってくると思います。

確かに現場の意見はすごく大事なんですけども、その辺を現場の先生たちがどの程度意識されているかというようなことも審議委員会の先生方に十分ご理解いただいて、とにかく子供たちに、新しい教育指導の方向性にマッチしたような教科書を選んでいただくことも少し意識していただければと思います。

ちょっとその辺を頭の中に置いていただいてという、私の意見です。

指導室長 文部科学省より「生きる力」ということが言われております。その生きる力を一人一人の子供たちに身につけさせるためには、授業改善が欠かせません。

授業力向上に向けて小学校も中学校も努めておりまして、今、委員よりおっしゃられました今日的課題に即した力を身につけさせるような授業を行う。そのために必要な教科書はどれであるかというような視点を持って調査研究を行うよう、心得た上で、調査研究を行う予定でございます。

青木委員 よろしく願いいたします。

委員長 先ほど、高野委員がおっしゃいました区民アンケートについては、恐らく学校の調査委員以外の先生方も参加しているということをご存じない方が書かれているアンケートではないかと思うのです。

実際の教科書採択はそういった意見も含めてやっているんだということを何かの機会にPRしていただけると、もうちょっと理解していただけるんじゃないかなと思っています。

指導室長 分かりました。では、区民の方々に、どのような方法で教科用図書が選定されているかについて、その周知というか、お知らせの仕方などについて、もう一度、見直してみたいと思います。

委員長 ほかに意見はありますか。

あとは、展示場所が教育科学館からアートギャラリーに変わって、フレンドセンターが教育支援センターに変わったということで、別に交通の便からいけば同じようなところなので問題はないと思うんですけども、この辺もきちんとPR

しておかないと、そっちに行ってしまったというクレームが来るとまずいので、よろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。なければお諮りいたします。

日程第一 議案第49号から日程第三 議案第51号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定します。

○処分案件

1. 「学校給食調理等業務委託」に係る住民監査請求に伴う弁明書の提出について

(学-1・学務課)

委員長 それでは、処分案件を聴取します。「学校給食調理等業務委託」に係る住民監査請求に伴う弁明書の提出について、学務課長から説明願います。

学務課長 それでは、資料「学-1」をご覧ください。

「学校給食調理等業務委託」に係る住民監査請求に対する弁明書の提出についてご説明いたします。

このたび、「学校給食調理等業務委託」に係る住民監査請求がございましたので、地方自治法第242条の規定により、監査が実施されることとなりました。

つきましては、これに対する弁明書を監査委員宛に提出いたします。

1、監査概要でございます。

(1) 件名。

板橋区職員措置請求。

請求書は別紙1のとおりでございますけれども、請求の内容につきましては、この後、弁明書のご説明の中で、あわせてご説明させていただきます。

(2) 措置要旨でございます。

「学校給食調理等業務委託」について、委託業者との契約を解除し、もっと廉価で契約できる業者を選定することを請求する、という内容になっております。

(3) 監査対象部課でございます。

契約管財課及び学務課の2課となっております。

(4) 監査実施期間。

平成27年3月27日(金)～5月19日(火)でございます。

(5) 陳述の実施につきましては、平成27年4月15日(水)となっております。

2、弁明書でございます。

別紙2をご覧ください。

今回、監査対象部課につきましては、契約管財課と学務課の2課となっております。

まして、弁明書につきましても、両課で調整を行い作成しております。

裏面の弁明書をご覧ください。

請求の趣旨 1 です。

板橋区長は高島第三小学校の給食の委託業者であります（株）藤江とプロポーザル契約を行っておりますが、契約内容を見る限り、特段の専門性や独創性は認められない。

プロポーザル契約は、本来、高度な専門性や独創性が求められる企画や技術提案に限るべきであるのに、専門性や独創性などを必要としない、単純労務を提供するような給食業務の委託をプロポーザル契約で行うのは、地方自治法 234 条第 1 項による随意契約に該当しない重大な違法行為である、との内容です。

請求の趣旨 1 に対する弁明でございます。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的とし、学校教育活動の一環として実施されるものでございます。

このため、学校給食調理業務委託事業者は、学校給食の意義や特性を十分理解し、厳格な衛生管理体制及び優れた調理技術を有するとともに、他自治体等における学校給食の豊富な事業実績が求められ、価格だけでなく実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に判断して選定する必要があります。

このことから、区は、委託事業者について、公募型プロポーザル方式により選定し、同一受託者との契約可能期間（8 年、平成 20 年度以降の契約については 5 年）におきましては、年度ごとに履行状況を確認しまして、その上で、単年度契約を行っております。

高島第三小学校における平成 24 年度からの給食委託業者契約にあたりましては、公募型プロポーザル方式により（株）藤江を選定しております。

（株）藤江との契約は、平成 24 年度から平成 28 年度まで 5 年間を契約可能期間としておりまして、これまでの履行状況については、学校長による「学校給食調理業務受託者評価調書」をもとに、毎年度、「良好」と判断しまして、平成 26 年度においても契約を行っているものでございます。

以下、契約の方法、手続が適正であることについて述べております。

平成 23 年 9 月 5 日、教育委員会事務局学務課から総務部契約管財課に対し、本件契約に関して、板橋区プロポーザル方式実施要綱第 5 条第 1 項に基づくプロポーザル方式採用協議がなされました。

当該協議に対して、平成 23 年 9 月 6 日付で総務部契約管財課は、本件契約は児童生徒の処遇に直接かかわる業務であることから、価格だけでなく、安全であり質の高い運営を実現する必要があると判断し、板橋区プロポーザル方式実施要綱第 5 条第 3 項に基づき、プロポーザル方式採用の承認を教育委員会事務局学務課に通知した。

なお、随意契約の期間は、利用者のために安定した事業の継続が必要と判断されるため、履行状況を確認の上、5 年間を目途とし、平成 28 年度まで同一事業者との随意契約を認めるものとしております。

本件契約は、地方自治法第 234 条第 1 項、第 2 項及び同法施行令第 167 条

の2第1項第2号に定める要件にかなった適法かつ正当な契約である。

随意契約を行える要件である施行令第167条の2第1項第2号に掲げられる「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の認定については、最高裁判所の判例により、「個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等、諸般の事情を考慮して当該地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」とされております。

本件契約は、プロポーザル方式を採用する理由にあるとおり、価格だけでなく、安全であり、質の高い運営を実現することが求められており、契約の種類、内容、性質及び目的等を考慮すれば、価格による競争入札よりも随意契約に適したものである。

また、随意契約の相手方の選定は、板橋区プロポーザル方式実施要綱に基づいて公正に実施しており、事業者の実績、専門性等につき、複数の事業者から契約に関する提案を求め、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定しております。

続きまして、請求の趣旨2でございます。

この委託業者は、業務の際に周辺に騒音をまき散らす非常に悪質な業者であり、なぜこのような業者が選定されるのか理解できない、という内容でございます。

この請求の趣旨2に対する弁明でございます。

騒音の事実はなく、悪質な業者ではございません。

区は、平成26年12月4日、高島第三小学校給食室付近で換気装置の騒音測定を実施しておりますが、換気装置の作動時と停止時に騒音の差はございませんでした。

請求の趣旨3。

区は、委託業者の選定状況について全て非開示にしているが、契約の公平性、透明性が区民に開示できないようなプロポーザル契約は違法であると言わざるを得ない、という内容でございます。

請求の趣旨3に対する弁明でございます。

事業者の提案書については、情報公開条例第6条第1項第3号に則り、事業活動情報に該当するため非公開としたものであり、このことによりプロポーザル契約が違法となるものではございません。

請求の趣旨4でございます。

違法なプロポーザル契約を締結しなければ、本来もっと廉価で契約できるはずで、区民は多大な損害を受けている。このプロポーザル契約の金額が適正かどうか判断できない以上、この契約を解除し、入札により契約できる業者を選定することを請求するという内容でございます。

請求の趣旨4に対する弁明でございます。

請求の趣旨1に対する弁明で述べたとおり、学校給食調理業務委託にあたっては、学校給食の目的を実現するため、プロポーザル方式を採用し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定・契約しており、区民に多大な損害を与えているという事実はございません。

本件契約に違法な点はないため、契約を解除する理由はなく、入札により業者を選定する必要もないということでまとめております。

弁明書の内容は、以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 板橋区全体でいうと、給食を民間に委託しているところは何校ぐらいあって、そして、この株式会社藤江さんというのは、ほかでもやっているのでしょうか。

学務課長 区内小・中学校75校のうち直営であるところは残り8校で、民間委託を進めております。今後も計画的に進めていくというところで考えております。

株式会社藤江については、複数校を受託している会社でございます。履行状況については、先ほどもご説明しましたように、良好と判断しております。

高野委員 ほかの学校では、こういった問題は起きていないんですか。

学務課長 ございません。

委員長 あくまでも、給食は単純な作業ではないと思いますし、プロポーザル方式でやる方が妥当であると思います。

そうではなくて、単なる入札で安い方がいいということになると、確かに税金は少なくなるかもしれませんが、児童は迷惑するのではないかなというふうに想像はできますから、やはり給食業務に関しては、しっかりプロポーザル方式でやるべきではないかと思います。

それから、騒音に関しては、大体、その換気装置が悪いんでしたら、それは業者の問題ではなくて、学校というか、板橋区の設備の問題ではないかと思えますし、あと、夏場に窓を開けてうるさいというものもありますけれども、恐らく瞬間というか、短いときはそういうのもあったかもしれないと思えますけれども、一日中そんな、恐らく大声でしゃべっているということは、まず考えられませんし、そんなことから言えば騒音も問題ないと思えますから、この弁明書でよろしいのではないかと思えます。

ほかにありましたら、どうぞ。

よろしいですか。

(はい)

委員長 では、これはそういうことでお願いいたします。

○報告事項

1. 平成26年度予算審査特別委員会（補正予算）総括質問答弁要旨

(資料・次長)

2. 平成27年第1回区議会定例会代表質問答弁要旨

(資料・次長)

3. 文教児童委員会報告 (H27. 2. 18・2. 19)

(資料・次長)

委員長 次に、報告事項を聴取します。報告1「平成26年度予算審査特別委員会(補正予算)総括質問答弁要旨」から報告3「文教児童委員会報告」につきまして、一括して、次長から報告願います。

次長 それでは、第1回区議会の途中までですが、報告をさせていただきたいと思えます。

まず、2月26日に開会されました予算調査特別委員会(補正予算)総括質問の答弁要旨でございます。

こちらは一日行われましたが、まず、自民党の大野はるひこ議員でございます。

今までもずっとお答えしてきた内容と重なっている部分もございますので、特にという部分についてご説明したいと思えます。

4ページのところでございます。

一番下に、体育課の設置についてということでございます。

こちらについては、スポーツの振興のセクションを教育委員会から区長部局の方に移行しておりまして、それをまた元に戻す考えはないのかというようなご質問でございました。

答弁ですが、平成20年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、学校における体育、これを除いたスポーツ振興については区長部局で担うことが可能となりましたので、本区でもそういう対応をしているところでございます。

区長部局でスポーツ振興に関する事務を担うことによりまして、例えば東京エクセレンスとの連携など、また、健康事業との連携など、着実に成果が上がっている状況であるので、現時点では教育委員会事務局内に体育課を戻すという考えはないというようにお答えしてございます。

あと、続きまして、6ページのところで、公明党の大田ひろし議員でございます。

こちらは、あいキッズの土曜日開設の検討の方向性についてご質問がございました。

こちらの、あいキッズの土曜日の実施については、現在、児童館の見直しが検討されているということもございまして、教育委員会では大きな課題だと考えております。

あいキッズの土曜日開設の検討については、区民ニーズを把握しながら、学校や関係者と調整し、平成27年度中に検討をまとめていくという考えでございまして、ある程度、早い時期に方向性を出して、できるだけ早く対応していきたいと考えてございます。

あと、7ページのところで、佐藤としのぶ議員でございます。

こちらは学校での喫煙対策ということで、特に運動会とかイベントのときに、学校敷地内が禁煙ということになっているので、校門の脇のところとか、そういうところに喫煙所を設置しているというのが見られるけれども、かえってそういうのは近隣への迷惑とか、そういうことになるのではないかというようなご指摘でございました。

ここについては、敷地内禁煙ということで学校では取り組みを行っているところでございますので、学校行事を実施していく上において近隣住民への配慮というのが必要であることから、学校の事情に合わせて、学校に注意喚起をしていきたいと考えておりますが、一朝一夕に解決できる課題ではないと思っております。

続きまして、今度は、3月5日に行われました代表質問の方でございます。

自民党の杉田議員から教育ICT化の質問がございました。

こちらについては、もう既にご説明している内容と重複しておりますので、省略いたします。

あと、3ページのところで、公明党の松岡議員でございます。

子ども・子育て支援新制度の課題ということで、幼稚園で新制度に移行した園がございしますが、ここでの保育料について、多子軽減の対応ですとか、所得階層を保育園のようにきめ細かくしていくというようなことについてご提案がございました。

こちらについては、他区の状況等を把握するとともに、所得階層の区分については、保育料体系について検証し、見直しを図っていききたいというように答弁してございます。

続きまして、4ページですが、共産党の竹内愛議員でございます。

あいキッズのところで、条例改正をいたしまして、きらきらタイムを利用する児童については就労家庭への支援ということで位置づけたわけでございますが、5時以降利用しないご家庭でも就労している家庭があるのではないかというようなご指摘でございました。

こちらについては、それぞれニーズに合わせて、特に1、2年生に対しては、きらきらタイムと同様の対応について、さんさんタイムのお子さんについても実施しているというようなご説明をしております。

あと、最後に、市民ネットの高橋正憲議員でございます。

教育支援センターについてということでご質問がございました。

これは、以前、教育科学館ができた時点で、今の新しい教育支援センターのような研修の機能を盛り込んだものを建設しているのではないかというようなご指摘でございました。

教育科学館につきましては、現在、研修という部分では、実験室を活用した、教職員向けの理科実験の研修等を実施しているところでございますが、社会教育施設という性格も持たせておりますので、プラネタリウムを中心とした事業内容の一層の充実を図っていくということで、研修については、基本的には教育支援センターの方で対応させていただきたいということでご説明してございます。

こちらについては、以上でございます。

続きまして、文教児童委員会の方でございますが、こちらは案件が多くて、2月18、19日の両日で行われました。

報告事項につきましては、既に教育委員会に報告させていただいている内容でございます。

その内容をご報告いたしましたところ、実際の状況等について、委員からご質問がございまして、答弁しているところでございます。

また、子ども・子育て支援新制度のところでは、やはり今後の幼稚園のあり方ということで、3歳児の対策、あるいは待機児対策での預かり保育の拡充等について、色々ご意見が出てございました。

区立幼稚園のところでも同じような内容が出ております。

それから、あとについては、教育委員会で報告したのと同様の内容でございます。説明は省略いたします。

議題の方でございますが、議案第12号につきましては、地教行法の改正に伴う教育委員会の事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例でございますが、こちらについては全会一致で可決してございます。

続いて、教育委員会関係でいきますと、議案第27号「板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」でございます。

こちらは、区でこの基準条例をつくりまして、これに沿った形であいキッズを実施していくというための基準条例でございまして、こちらについても全会一致で可決されております。

続いて、議案第34号、議案第35号でございます。

こちらは、幼稚園条例の一部を改正する条例と幼稚園の保育料の額を定める条例でございますが、先ほどご説明した新制度への移行について条例で規定しているものでございます。

こちらについては、全会一致ではございませんでしたが、賛成多数ということで可決してございます。

反対した方につきましては、子育て世代の負担の増につながるというような指摘がありまして、反対だというようなご意見でございました。

続いて、議案第36号「東京都板橋区あいキッズ条例の一部を改正する条例」。

これは、先ほど申し上げました基準条例への適合について、条例改正をするものでございます。

先ほど意見が出てございましたが、こちらも賛成多数ということで可決してございますが、あいキッズのきらきらタイムだけを対象にしたのは問題があるということで、先ほどやりとりの中でもお話ししましたが、5時までの利用であっても就労している家庭があるので、そこについて対策をとるべきだというようなご意見で、反対ということでございました。

あと、最後は、議案第41号の「東京都板橋区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」。

こちらについては議員提案で、子供の医療費を高校生まで拡大するという内容

だったと思いますが、こちらについては賛成少数ということで否決されてございます。

雑駁でございますが、この間の議会の動きについて説明いたしました。

以上です。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 教育支援センターについての意見ですとか、あいキッズに対する意見が多かったように思えるんですけども、あと、幼稚園・保育園についての、その辺を含めまして、これから保育園・幼稚園の制度というのをもう少し分かりやすくしていただきたいなというのを少し感じるのと、小学校1年生の授業風景などを見ていますと、やはり小学校に上がる前のスタートのところというのは非常に大事ななというように感じていますので、そこら辺を幼稚園・保育園の方とのネットワークで、そういったものを共有できるといいのかなと感じました。

また、教育支援センターのお話ですと、やはり色々な課題があって、ただ、まだ見えていない部分も、議員さんなども多いのかなと感じておりまして、その辺も含めて、私たちも含めてですが、そういった説明をしていただく機会があってもいいのではないかなと少し感じました。

あと、あいキッズについてなんですけれども、あいキッズは、多分、色々な意見が出てきていると思うのですが、やはり就労している保護者の方向けのサポートというのが、多分、多くなってきているんですけど、その反面、7時とか、例えば暗い時間に出歩いているお子さんを最近多々見かけるので、その辺の安全ケアの分も、あいキッズの中ですとか学校内で充実していただければいいのかなと思います。

どんどんそういった保護者の方が働いている時間が遅くなっていきますと、子供たちの帰る時間が遅くなっていくというのもあると思いますので、安全面ですとか、そういった家庭学習の面なども含めてやっていただけるといいのかなと感じました。

以上です。

学務課長 保育園と幼稚園との関係というか、制度的なものをもう少し分かりやすくというご指摘でございますが、子ども・子育て支援新制度においては、待機児をなくして、全ての子供が教育・保育を受けられるような環境を作っていくというのが目的ですので、それに合わせて、板橋区でも、所管は分かれておりますけれども、子ども家庭部と教育委員会とで、今後、より一層連携して、制度的にも分かりやすく、区民の皆さんに周知していくように努めていきます。

学校地域連携担当課長 私の方から、あいキッズの関係でお話をさせていただきたいと思いますが、あいキッズの目的のうち、1つは、保護者の就労などと子育ての両立支援、こういったものを積極的に進めていこうということでございます。

ここで、そういった方々に対しても、午後5時までというところでの区分けというところは、前回の教育委員会でも示させていただいたように、決して対応を変えていくということではございませんが、一方で、基準条例に基づいて行っていくというところでは、きらきらタイムということで、最長で午後7時までという時間帯も含めたというところでの区分けになろうかと思っておりますので、さんさんタイムでの就労家庭については、今回の放課後児童健全育成事業の対象としていないところでございます。

また、暗い時間に帰るといふようなところでは、6時以降に退所する際には必ず保護者のお迎えをお願いしているところですので、暗いタイミングで帰っているというのは、きらきらタイムを利用してということでは多分ないかと思っております。

一方で、5時まででも、暗くなる10月から2月については、あいキッズは4時半までということで、できるだけ早い時間に、明るい時間に帰れるようにはしているところでございます。

学童擁護員等も限られた時間ということもありますので、地域の方々のボランティアをお願いしているところではございますが、スクールガードや見守り隊という方々の大人目線で子供たちを見守っていただくというような取り組みもさせていただいているところでございます。

また、家庭学習が大切だということもありますが、あいキッズの中でも、自主学習の時間を設けておりますので、そこでも学習できるということではございますが、そこだけでということでは教育委員会でも考えておりませんので、できれば親御さんと一緒に、今日どうだったかというようなところも、親子のコミュニケーションを含めて、家庭で、学年掛ける10分ということで進めていただきたいと考えております。

青木委員 余計なことかもしれないんですけども、この定例会は2月26日と3月5日ですので、例えば教育支援センターの疑問なんかに関しては、開所式の後で随分解消されたのかなと個人的に思っております。

強いて言うならば、開所式でやられたような模擬授業なんかを定期的に公開していただいたりすると、もっと理解が広まるのかなと思いました。

多分、次回はそんなに意見は出ないのかなと勝手に思いました。すみません。

次長 開所式で模擬授業を各議員さんに見ていただいて、本当に理解が進んだというように私も思っておりますし、議員さんの反応も大変よかったですと思います。

ただ、残念なことに、ここで改選でございまして、また議員の方が変わってまいりますので、もう一回やらなくてはいけないかなと思っております。

青木委員 よろしくお願いたします。

高野委員 大野はるひこ議員のところ、教科センター方式についてということで、中台

中についてなんですが、昨年から中台中では工事が始まりまして、教科センター方式については、学校だよりとか、学校説明会、保護者会などで十分に説明していただいております。

4月7日の入学式の日、PTA会長さんのご挨拶の中で、新入生や新しくいらっしゃった保護者の方に向けて、教科センター方式を導入すると学校がどう変わっていくのかというようなことを大変分かりやすくお話ししていただいて、よかったですと思っております。

また、福井大学との連携の方も、2月末に、中台中から7名の先生方が福井大学の研究協議会の方へ出席したり、3月には福井大学附属中学校の生徒の皆さんが修学旅行の際に同校を訪問して、生徒同士で交流を図ったりしております。

また、赤二中の実態を色々聞くことから、設計の方の細かい変更などもかなりしていただいたそうですし、ホームページに対応できるように、今年度から子供たちのバッグを小さいバッグにしたりということで、色々ハードの面でも、ソフトの面でも着々と準備を進めていただいている、大変いいなというように見えます。

委員長

これを拝見しまして、細かいことですか、ちょこちょこ感じたことだけ申し上げますと、通学路における防犯カメラの設置については、モニターをどうするか色々難しいと思っていたんですけども、最近はドライブレコーダーがすごく長時間録画できるようになって、そういったものでしたらモニターの必要もないし、問題があったときだけ取り出して見れば良いということなので、そういった形でなら通学路にも設置できるのではないかなと個人的には考えております。

それから、今ありました教科センター方式の問題点として、生活指導面の課題というのが答弁であったんですけども、これがよく分からなかったかなというのが1つあります。

それから、あとは、ふりかえり学習なんですけれども、ふりかえり学習も、多分、6年ぐらい続けているかと思うんですけども、中学校に入ってくると、どうもふりかえり学習で小学校のときにやった部分をまた忘れてしまっているというのを中学の方の先生からお伺いしたこともあります。

やはり、一旦つまづくようなお子さんは、普通の教え方ではやっぱり理解しにくい、もうちょっと分かりやすい教え方をやらないといけないのではないかなということで、4月にやって、夏休みに補習をやっているんですけども、そこでやっている補習が、あくまでも答えの出し方だけは、とりあえず問題をたくさんやっていると分かるようになるのですけれども、では、どうしてそうしなきゃいけないかという根本的な部分が実は分かっていないんじゃないかなという。

ですから、10月を過ぎるとまた忘れてしまったりというのもあるのではないかなという気がしていて、その辺をちょっとご検討いただくといいかなと思っております。

大事な部分は、常に繰り返し、繰り返しやってないと、やっぱり覚えていけないんだというふうには伺っております。

それと、あとは、学校に喫煙所という話は前から言われておりまして、運動会の日には近くのコンビニが大変なことになったりしております。

必ずしも運動会だけではなくて、農業まつりで赤塚小学校の校庭を使ったりしますけれども、そのときもやっぱり同じ状況になっております。

それと、あとは体育館の作業事故がありましたけれども、あれはやっぱり学校側が注意するというのは何となく難しいですし、我々だって自分の家の修理をするときに一々業者の安全面などは確認しませんから、あくまでも業者の責任でやるべきであって、こちら側の責任は、全くないとは言えないかもしれませんが、まず業者の方がしっかりしてもらわないといけないかなと思いました。

とりあえず私が感じたのは以上です。

青木委員 先ほどの委員長のお話を聞いていて、喫煙の話なんですけれども、これは我々がやっぱり同じように大学でやっていることは、構内につける。全面禁煙にすると、どうしても外で吸うので、周辺の住民から苦情が出ます。

ということで、結局、今、功を奏しているのは、建物の上に持っていったという話なんです。これは小学校と中学校の建物の事情にもよりますけれども、高いところに喫煙場所を設けると、教職員も含めて、わざわざ階段を上がってまでたばこを吸いには行きたくないという人が出てきて、喫煙率が減ってきているというような話もあるので、そういうやり方も、うちの場合は功を奏しているということで、できるとももしかしたらいいのかなと。

高いところに行くと、受動喫煙の苦情も圧倒的に減りますので、うちの都会のキャンパスでも、道路脇に設けたときは、通行人の人も入り込むし、すごくよくないことが起こったんで、屋上に持っていった途端に大分減ったというのも、その辺はちょっとやりようかなと思いました。すみません。

委員長 分かりました。ご参考に。

青木委員 これは難しいです。

委員長 そうですよ。学校の屋上は、なかなか難しいかな。

青木委員 多分、難しいと思いますね。

委員長 ここのあれに関係ない話ですけども、屋上に手すりのない学校があって、非常に危険な学校があって、結局、子供たちは上がらせないようにロックしているわけですけども、では、本当にロックしていて、今度、1階が火事になったときに、上に逃げようとしたときに、屋上に出られないような学校もあるので、一応、問題かなと、それは別件で思っていますけれども。

ほかにご意見はございますでしょうか。

次 長 教科センターのところで、生活指導面での課題ということですが、具体的に申し上げますと、生徒が自主的に、主体的に教室を移動しないといけないということがありまして、余り動きたくない子もいるわけですね。そうすると、遅れていたりとか、そういう問題が出てくる可能性があるということは、中学の方で。

要は、子供が自分で、今度は、数学だからあの部屋に行かなきゃいけないというように判断して、今は動いてくれている子供がほとんどなので大丈夫なんですけれども、そこに持っていくまでの気持ちを、主体的に動ける子供を育てていかないと、この時間だからこういうふうに行きなさいというのは、なかなか、もし意欲なり、主体性が落ちてくると、学校として色々やらないといけないし、実際には教室に遅れてくる子とかがいるんです。

そうすると、その子が遅れてきたことを捉えて、生活指導の先生が廊下でやらなきゃいけないとか、色々、そういうところも見ているので、ただやればいいということではなくて、色々な課題も出てくるということは事実です。

委 員 長 私が、以前、赤二中の校長から伺っていた話では、各クラスの中に、自主的に引率するというか、次はどこに移動しなきゃいけないんだというのを指導する生徒さんがいて、その人が指揮して、結構きちんと動いている。

実際に、学校公開のときに行ってみても、結構、整然とみんなが動いている姿を見ていたものですから、余り遅れてくるお子さんがいるというのは見ていなかったの。

次 長 多いということではなくて、そういうことが出ると、そこでまた、色々生活指導しなければいけないということがあるということです。

委 員 長 当初、心配されていたのは、移動する際にいなくなってしまう子供がいるんじゃないかというのを一番心配されていたんですけども、それはないし、遅れてくるようなこともない。

ただ、かばんを全部持って動くかどうか、その辺が、当初考えていたのと、やっぱりロッカーの大きさが小さ過ぎるとか、それから、ホームルームにかばんを置いていくと、すごく乱雑に置いていくということで、現在は、全部かばんを丸々持って移動するという形になっていて、逆に体育館に行くと、かばんがずらっと体育館に並んでいるという、ちょっと変な風景になってしまっているんですけども、少なくとも、教室間の移動に関しては、ほとんど問題ないと感じていたの。

要は、そういうこともあるということで了解いたしました。

新しい学校づくり課長 西台中の事故に関しましては、あの後、事業者の方に再発防止策を提出させまして、その中の1つとしては、前回の事故のときにはヘルメットもロープもつけていなかったということでありましたけれども、副校長先生のところに工事に入る挨拶のときに、完全にヘルメットもかぶって、安全帯もつけて、準備はしてい

るんだというのを見せて工事に入ることとか、様々なことをやりまして、3月中旬に再開しました。

全ての学校を終わっていますけれども、私もそうですし、職員もそうですけれども、抜き打ちで5校、6校、7校ぐらい行きました。

やはりその中では、前もしていたと思いますけれども、ちゃんとロープと安全带、ヘルメットをして作業しているのは確認しましたので、来年以降の契約に関しましても、そういうような抑止策がとれるような形の仕様書につくり変えていこうと思っています。

委員長 本来は、それは、一々こちらから言わなくても、当然、向こうでやらなきゃいけない事項ではないかと思っています。

青木委員 ただ、建築とか、ああいうところの現場に行くと、最近、外国の方が増えてまわって、なかなかモラルの徹底ができないという話を、私なんかは現場で聞いております。

委員長 ただ、大手の建設業者さんは、結構、詳しいマニュアルをつくっているんですよ。

例えば、3メートル以上のものを持つときは必ず2人で持たなければいけないとか、そういう規定がきちんと全部書いてあって、大手の建設屋さん、小さい会社を使ってもちゃんと監督でつくので、ちゃんと指導しているんですけども、そういう大手さんでないと、結構、手を抜くんじゃないかなと、それは想像ですけども。

ですから、入札で安ければいいというのはまずいとは思っております。

青木委員 そのとおりです。

委員長 では、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 平成27年度教育予算の概要について

(総-1・教育総務課)

委員長 では、報告4「平成27年度教育予算の概要について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 お配りしている、このうぐいす色の冊子ができ上がりました。これまでも予算の点については若干ご説明しておりますので、簡単に説明させていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、1ページ目。

こちらは教育ビジョンの概要ということで、これまでのものと同様でございますので、説明は省略させていただきます。

同様に、2ページ目から5ページ目まで、こちら平成26年3月に策定した学び支援プランと同様のものがございますので、説明は省略させていただきます。

6ページにお進みいただきたいと思っております。

こちらの6ページに歳入（歳出財源）とありますけれども、こちらは予算というよりも、財源構成を表したものでございます。

中の四角で囲まれている表を見ていただきますと、特定財源が28.9%、一般財源が71.1%ということで、ほとんどの財源が一般財源で賄われているのが実情でございます。

これをもう少し詳しく見ていただきますと、左のところに、5番に特別区債、6番に基金繰入金とございます。

こちら、最終的には一般財源で賄われていきますので、1番、2番、3番、4番、7番、こちらを積み上げますと30億7,246万8,000円と相なります。

構成比にしますと12.31%ということで、特定財源は10%強のところ、賄われているのが教育費の実情だということにご理解いただければと思います。

7ページ目の方に移らせていただきます。

歳出の方でございますが、こちら同様に、お手元の方に、教育委員の皆様だけにお配りした資料です。「平成27年度当初予算における対前年度当初予算の比較」というものをお配りさせていただいております。

こちらは、教育総務費のくくりというような形で、右の方に増減の説明を入れさせていただきます。

まず、教育総務費でございますが、普通建設事業とその他という形で分けさせていただきます。教育支援センターの準備経費、こちらで3,500万円余、それと蓮根教育相談所の耐震工事の方で3,000万円、こちらが減の要因でございます。

そのほか、人件費、こちらで1億2,300万円余の部分ですが、平成26年度は、教育委員会事務局の方の人数が82名だったところを96名、14名の増ということでございます。

それに、これまでもご説明しているところの学習指導講師、こちらが8,738万円の増、これが教育総務費の増減の説明でございます。

続きまして、小学校費でございますが、普通建設事業では、上板橋第四小の大規模改修工事、こちらが8億5,000万円、志村四小の増築が4億2,000万円、これが増の要因でございます。

減の要因といたしますと、前野小学校の改築が終了ということで、4億7,000万円の減ということになります。

そのほか、ソフト事業といたしまして、電子黒板セット、デジタル教科書ということで1億2,400万円の増、教科書採択替えに伴いますところで9,90

0万円の増、移動教室のバスの借り上げの料金の上がりということで、4,000万円弱、それに給食業務委託の拡大ということで、こちらも4,900万円強の額が増額となっております。

中学校費も同様にご説明いたしますと、中台中学校の改築経費ということで13億8,200万円の増、西台中の改修で9億1,400万円、被構造部材の耐震化工事で3億9,700万円と、それぞれ増額となっております。

ソフト事業に関しましては、人件費で3,000万円、光熱費が2,000万円弱、それと教員用パソコンの器具更新ということで1,400万円。それに大規模改修のときの什器の移設経費ということで2,200万円。それに、こちらも移動教室のバスの借上料で1,400万円の予算を計上してございます。

幼稚園経費に関しましては、子ども・子育て支援新制度の関係で、行って来い関係にありますけれども、私立幼稚園事業ということで2,900万円、それと就園奨励費が皆減ということで2,300万円の減ということでございます。

それに、社会教育費の普通建設事業では、志村二小、志村六小のあいキッズ建設棟の経費ということで2億7,000万円強の金額、それと、あいキッズ棟の設計委託ということで、こちらは2校の分が終了しておりますので3,000万円弱の減、それと図書館の維持管理工事の見送りということで1,000万円の減というところでございます。

それと、ソフト事業では、あいキッズということで3億1,700万円の増額、それに旧東京陸軍造兵廠の調査委託ということで900万円の増というよう形になってございます。

この表の冊子の方にお戻りいただきまして、3の歳出における普通建設事業費を除く教育費の推移、こちらでございます。

学校の改築、大規模改修など、普通建設事業に関しましては、工期によりまして大きく増減しているところが見てとれると思います。

その他のソフト事業ということで、普通建設事業を除く教育費ということですが、平成26年度から大きく伸びているところでございます。

それに付随しまして、次のページを見ていただきますと、これが本年度に新しくこの冊子の方に入れさせていただいた一表でございます。

以前にもこの表はお配りしているところでございますが、主な新規拡大事業の推進として表させていただいております。

教育支援センターを初めといたしまして、校務支援システム、教育ICT、学習指導講師の充実、特別支援学級、通常学級介添員の充実、新あいキッズと、この取り組みによりまして、人と学習環境の改善に対する投資が増えてきているところが大きな要因だというように認識してございます。

今後にも同様に、こちらの面については増額の方で示されるというように考えてございます。

こちらには記載してありませんけれども、小中学校の普通教室で無線LANのシステムに取り組んでいくというところがございますけれども、こちらは教育費の方ではなくて、総務費の方に計上しているということで、こちらに記載してい

る以上のところでソフト事業に投資しているというところがございます。

9 ページ目以降に関しましては、各事業単位をご説明しているところですので、今回については、説明は省略させていただきます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 新規拡大事業ということで、学習指導講師の充実というところで、4月に何校かの学校に伺ったところ、学習指導講師の先生の配置が増えたという学校で、新年度の体制づくりがとても楽になったと、すごく喜んでいただいている声を聞いてまいりました。

学校訪問した際に、先生が足りないという声が一番多く聞かれるので、目に見える形で効果が実感できるものなので、ぜひ、このあたりを今後も充実させていただきたいと思います。

それと、あと、授業用ICT機器の全校配置ということなんですけれども、これは、具体的に配置のスケジュールみたいなものは決まっているのでしょうか。

教育支援センター所長 電子黒板等のICT機器の導入ですが、本年度は小学校のみということですが。スケジュールについては、現場調査を4月から6月の間に行い、それから、順次、設置していくという方向で進めております。

高野委員 そうすると、大体、夏休みぐらいから。

教育支援センター所長 工事は夏に集中するかと思います。

高野委員 分かりました。よろしく願いいたします。

松澤委員 自分も、高野委員と同様に学校を回っていて、先生方とお話ししたときの一番の要望は学習指導講師の増員などを希望されている意見も多かったので、非常によかったなと思います。

それと同様に、教育支援センターなどを利用して、先生一人一人のスキルがアップしていくと、人数だけが増えていってもということもあるので、その両面を充実して、これからその両面で進めていただけると非常にいいのかなというように思います。

学校を回ったときに先生から色々お話を聞いて人員と先生個人のスキルアップの両面で進めていただければいいかなと思います。よろしく願いします。

指導室長 学習指導講師につきましては、今年度は約180名を予定しております。昨年度よりも増員しております。また、現場の声、状況などを聞きまして、改善をしていきたいと考えております。

教育支援センター所長 研修会ですが、平成25年から比較していきますと、研修会の数も、平成25年度は45だったものが、平成26年度は56、今年度は64と随分増えております。

そして、昨年度の研修会の参加者は2,438人おりました、こういった研修会に参加する教員がこれからも増えていくような、新しい魅力ある研修会をしていきたいと思っているところです。

松澤委員 ありがとうございます。

委員長 そうですね。研修会が増えて大変結構だと思いますけれども、研修された先生が、その分きちんと児童生徒の方に戻していただけると結構だと思います。

予算に関しましては、板橋区も非常にひどい時代から脱却しつつある。昔の予算にだんだん戻ってきたので、結構ではないかと思っております。

給食委託とか、あいキッズとか、委託も増えておりますし、当然、金額的には上がってくるはずなので、上がって当然だとは思うのですが、ICT化なども積極的に予算を配分していただいておりますので、非常に結構ではないかと思っております。

よろしいですか。

(はい)

○報告事項

5. 人事情報（都費職員・平成27年3月分）

(指-1・指導室)

(区費職員・平成27年3月分)

(総-2・教育総務課)

委員長 それでは、報告5「人事情報」について、初めに都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指導室長 まず、正規職員についてですが、3月末の教職員数は、括弧の休職者などを含めて、総勢1,830人です。

2月末の人員から3名減っている状況でございます。

3月末の休職者などは全体として125名おりますが、2月末の人数から2名増えている状況でございます。

期限付任用教員についてですが、こちらは、3月末については2月末と同数でございます。

非常勤職員については、3月末の時点で、2月末の時点と変更はございません。以上でございます。

教育総務課長 私の方からは区費職員ということで、3月末のうちに、調理職員が1名中学校で復職してございます。その結果、区費職員のところでは、221名から211名というところでございます。

その他については、異動はございません。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

これは、一応、3月の人事情報ということで、学習指導講師は4月から増えたわけですが、その辺は順調に採用されているんですか。

指導室長 順次、面接などを行って増やしてはしておりますが、4月1日の時点で171名ですが、まだ少しずつ増やしてはしているところでございます。

委員長 でも、順調にいらいますね。

指導室長 順調に、8月中には何とか。

委員長 そうですね。

○報告事項

6. 平成27年度各学校園教育課程最重点教育活動について

(指-2・指導室)

委員長 それでは、報告6「平成27年度各学校園教育課程最重点教育活動について」、指導室長から報告願います。

指導室長 平成27年度各学校園教育課程最重点教育活動ということで、こちらは表に示してあるとおりでございます。

教育課程については、3月に、一応、確定はしております。

その第1表というものがございまして、校長の教育方針などが書かれております。その学校のその年度の教育の中心が書かれているものですが、そこに最重点教育活動ということで明記しているところでございます。各園・校のものをこちらに挙げております。

やはり内容については、学力向上のものがとても多く書かれております。

基礎的な学習の定着であったり、あるいは、授業改善にかかわるもの、問題解決型の授業を取り入れること、あるいは、フィードバック学習を徹底することなどが挙げられております。

また、心の教育、規範意識にかかわる内容のものも多く挙げられているのも特徴だと思います。

また、本区の特徴でもあります環境教育について挙げている学校、あるいは、

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた教育活動を展開しているというように書かれている学校などもございます。

詳しくは、こちらをご覧くださいと思います。

以上です。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
この内容については、3月中につくっているんですね。

指導室長 はい。

委員長 校長先生が変わったところは、前の校長先生がつくっているということですか。

指導室長 はい。そのような感じになります。

委員長 学校としてまとめているわけだから、新しく校長先生が変わったところでは、若干、変わってくる場所もあり得るのでしょうか。

指導室長 あり得ますが、児童の実態等、あるいは、これまでの経緯などを鑑みてつくっておりますので、それを確実に引き継いでおります。

委員長 よろしいでしょうか。

一応、全部読ませていただきましたけれども、1つだけ気になったのは、高島幼稚園さんの「いじめの芽を早期に発見する」というのは、幼稚園でいじめの芽はなかなか、いじめが何かが大体分かっていなくて、小学校に入ってきて、結構、色々な発言があって、それを聞いたお子さんの方がいじめられたというように感じるケースも多々あるやに聞いておまして、なかなか幼稚園さんでここをやるのは難しいかなと。でも、やった方がいいと感じました。

次長 いじめの条例でも、小学校の前からいくということになっておりますので、幼稚園であえて入れていただいたものです。

委員長 多分、本人はいじめているつもりは全くなくて、自分で感じたものを言ってしまうんですけども、それが、受けた方はいじめと感じてしまうという。

本人が感じるというよりも、聞いたお子さんの親が感じるというケースを幾つか聞いております。

○報告事項

7. 平成27年度研修案内

(支-1・教育支援センター)

8. 平成27年度板橋区教育委員会研究奨励校等一覧

委員長 では、報告7「平成27年度研修案内」について、教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター所長 それでは、私の方からは7番と8番を併せて、続けて報告させていただけたらと思っております。

まず、研修案内についてですが、資料をご覧ください。

資料2ページ目が、板橋区が目指す教師像、そして、資料3ページ目が、事業改善のためのグランドデザインです。

これは、既にご覧いただいているかと思しますので、説明は省略させていただきます。

次の、4ページ目から本区の研修体系が説明されています。

4ページから説明いたしますが、本年度に開設した研修は64ございます。

このうち新たに開設した研修が12件で、その研修会の前に「新」と書いてあるものが本年度に新しく行う研修会です。

4ページ目にあります新転任教諭等研修会ですが、これは4月1日に既に実施しております。

橋本教育長から、板橋区の教育の現状と課題解決の取り組みについて、直接、お話をいただいております。4月1日の実施ですが、大変意義のある研修会であったと思っております。

それから、5ページ目の「新」と書いてありますICT機器の効果的活用についての実践研修。これについては、本年度、小学校の全ての普通教室、約740になりますが、その教室に電子黒板などのICT機器を整備する関係で、その機器を効果的に活用して、授業改善につなげていただくために、研修会を実施いたします。同じ内容で20回開催いたしまして、今年と来年度の2年間続けて行い、全教員に1回は受講していただく予定であります。

その下の校務支援システムにかかわる研修。これは本年度、中学校に校務支援システムが導入されている関係で、システムの各種機能や操作方法を学ぶ研修会を行います。

調査票や指導要録といった研修する内容が多いものですから、対象や内容を変えて7回実施する予定であります。

ただし、通知表に関しましては、ほぼ全員が作成する関係で、このシステムを使いますので、各学校を訪問して研修会を実施する予定であります。

以上、ほかにも体罰防止研修、構内研究の推進にかかる研修等、新しいものがたくさんあります。それぞれが教員のスキルアップや学校力の向上、ひいては子供のよりよい成長につながるものですので、学校や園に対して、受講を積極的に働きかけていきたいと考えております。

続いて、8ページをご覧ください。

研修についてですが、平日は夜9時まで、土曜日は5時までご利用いただけることになっております。研修室以外は事前予約を必要としておりませんので、こ

れについても教員の活用を働きかけていきたいと思っているところです。

続きまして、平成27年度の板橋区教育委員会研究奨励校等の一覧をご覧ください
だきたいと思います。

1が、今年度、新たに板橋の教育ビジョン研究奨励校を受けた学校です。

2は、昨年度から継続して受けている学校です。

そして、新たに変わったところが4番目のところです。

従来、こういった研究指定校というのは、学校が希望して教科や課題を決めて
いるのですが、この研究指定校につきましては、研究する項目を教育委員会が、
例えば学力向上、体力向上というように指定しまして、その上で、各学校が研究
内容を決めていくということになっております。

こういった指定項目については各学校が抱える問題ですので、研究成果につい
ては2月9日の教育課題実践発表会で発表していただくことになっております。

5番目は、従前どおりの奨励校4校でございます。

続いて、次のページの8は、平成27年度オリンピック・パラリンピック教育
推進校。昨年度は3校でしたが、今年度は6校と増えております。板橋第二中学
校が昨年度からの継続推進校となっております。

以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 研修案内について、研修が増えて、ICTに関するものとか、体罰防止に関す
るものなど、新しく専門性を高めるという点で大変充実した内容になって、期待
しております。

この案内も大変分かりやすくつくられていると思ったんですけども、1つ質
問なんですけれども、19ページのところの保幼小連携研修、3段目のこなん
ですけども、これに対象が保育士及び幼稚園、小学校の教諭などというふう
に書いてありますが、これはやはり区立の幼稚園の先生や保育園の保育士さん
が対象になるということですか。

板橋区では区立の幼稚園が2園しかなくて、地域で連携しているときに、私
立の幼稚園と連携というか、一緒に協力してやっているところなども多く聞いて
おります。

ですから、もしそういうところで、ご希望があればこういう研修を受けてい
ただくことが可能なのかなということも1つ思いました。

あとは、こちらの研修奨励校の方では、赤塚一中が今年初めて部活動に関し
ての研究をされるということで、今まで部活動についての研究というのは知らな
かったので、ちょっとこれが楽しみだなというふうに思いました。

もう1つ、先ほど、センター長の方から昨年の研修を利用した方の人数が報告
されたんですけども、今まで研修を何人ぐらいの方が受けていたかというのは
余り私も知りませんでしたので、これだけ研修内容が充実してきましたので、
それぞれの研修について、どのぐらいの先生方がそこで研修を受けて勉強され

かということ、年度が終わった後にでも、また、知ることができれば参考になるな思いました。

教育支援センター所長 先ほどの保幼小連携なんですが、この研修会に、昨年度は122名の方が受講しております。2回実施し、244名ということですので、かなりの方が参加していらっしゃる。もし、私立の保育園の保育士の方々が参加していないようでしたら、そういった方々にも、情報提供ができればいいかなとも思います。

高野委員 はい。

委員長 研修項目がたくさんあって結構だと思います。今、ちょっとここで気がついたんですけど、メディアセンターがありますけれども、あそこは結構オープンスペースのメディアセンターなので、先生方があそこのパソコンを自由に使えるという建前だと思うんですけど、そこでは個人情報を持ってきてはいけないんですよ。

教育支援センター所長 そうです。

委員長 ですから、隠さなければいけないような作業はあそこではしないという前提でオープンになっていると考えればいいでしょうか。

教育支援センター所長 授業改善のための教材研究とか、そういったものを先生方が集まって行うことが目的ですので、そこで個人情報を処理するというようなことはありません。

委員長 ないということですね。

教育支援センター所長 はい。

委員長 たくさんある研修の中で、最後のIGKだけが出張扱いではないということで、先生方が自主的に出てくる講習会なので、ここに来られる先生は非常に熱心な先生だなといつも感心しております。

ただ、26年度は年度末だったということで非常に少なかったのは残念なんですけれども、25年度は年度初めぐらいだったのでかなりの先生が参加されていましたが、今年は3月だったので、本当に十六人ぐらいでしたけれども、この辺も参加者がたくさんになるといいかなと思っております。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

9. 魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の進捗について（第4回）

（配－1・学校配置調整担当課）

委員長　それでは、報告8も終わりましたので、報告9「魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の進捗について（第4回）」について、学校配置調整担当課長から報告願います。

学校配置調整担当課長　それでは、魅力ある学校づくり協議会（上板橋第二中・向原中）の進捗状況についてご報告いたします。

資料の「配－1」をご覧ください。

今回のご報告は、先月3月23日に行われました第8回協議会での意見交換の報告と協議会におきまして、教育委員会事務局案の方向性で進めていくことで一定のご決断をいただきましたので、中間のまとめ案として一旦整理させていただいて、次回の協議会で確認することをご説明したいと思います。

今回の協議会は橋本教育長にご出席いただきまして、協議会委員から事務局の統合案について直接意見を伺う場として開催いたしました。

出席委員は全部で19名でございます。協議会会長であります寺西次長を除きますと18名ということでございました。

統合に関する意見といたしましては、統合やむなしというご意見が17名でございました。いずれでもない意見が1名ということで、統合自体に反対するご意見はなかったということでございます。

それでは、意見交換の内容について抜粋してご報告したいと思います。

まず、①の校地を向原中、校名を「上二中」とする事務局案でいきたいと思います。

耐震性や小規模化の状況から、統合せざるを得ない。事務局案で進めるべきだと思う。跡地の活用や魅力ある学校づくりの内容を検討していかなければいけない。

また、魅力ある学校の中身を議論していきたい。小中一貫教育の議論もこれからということで、事務局案でいたし方ないと思う。

学校で過ごすのは子供たちなので、子供たちが学校を広く使い、「広く使い」というのは、校地が広い方がよいという意味でございます、一生懸命過ごせればと思う。この協議会委員で方向性を決められたので、自信を持って事務局案でいきたいと思うというご意見などがございました。

②の校地を向原中、校名については特に言及しなかったご意見としましては、公立学校の教育と考えると向原中の規模は余りに過小であり、統合すべきである。

また、文部科学省の設置基準とか、防災面から向原中の校地が適正となれば、校地は向原中の土地になると思うといった意見。

校地を向原中とすることに色々と意見はあるけれども、新しい学校をどのようにするかについて話をすべきだと思うというご意見。

部活動、災害時の避難所、学校機能も考えると広い校地がいいのは確かである。

通学路の整備もしてほしいといったご意見がありました。

また、魅力ある学校をつくることは生徒数を増やすチャンスだと思う。行きたいと思える校舎や環境がポイントであるので、そういう夢のある話をしたいというご意見もございました。

③の校地は向原中で、校名については新しい校名としたらどうかというご意見でございます。

校名は上二中の方が自然だとは思いますが、新しい校名についてアンケートをとってもいいのではないかとといったご意見。

資料の裏にいらっしゃっていただきまして、新しい風、新しい命を吹き込むのは子供たちなので、新しい校名にしてほしいというお話がありました。

これは、向原中の保護者の委員さんからのご意見ということでございます。

④の校地を上二中に残して、校名については特に言及しなかったご意見がございます。

保護者としては安心・安全に学校に通えることが一番なので、校舎だけでなく、通学経路も含めて考慮、検証してほしい。

これは、向原中の方に建ってしまうと遠くなってしまうという、保護者の委員さんのご意見でございました。

また、少子化で向原中と上二中の生徒数が減少していくことを考えると、あえて向原中校地を使用しなくとも、上二中の校地で足りるのではないかとのご意見です。これは、小規模化が進むならば校地は狭くても大丈夫ではないかというご意見でございました。

また、同窓会、これは上二中の方の同窓会です、生徒数が多い学校から少ない学校に行くことに納得はしていない。新しい学校を建てても生徒数は確保できないと考えている。生徒が来ない学校をつくるより、上二中の方が生徒さんは集まるので、校地は上二中に残して、狭いというならば建て方を考えて、工夫して対処すればいい、そういう意見でございました。

その下の※の2つ目になりますけれども、その他の意見といたしましては、跡地活用について同時に検討していきたい。地元で考えて意見として出したいので、添えてほしいというお話もあったところでございます。

統合に関する方向性といたしましては、この枠の中にございますが、上板橋第二中学校と向原中学校を統合して、校名は「上板橋第二中学校」とします。

校舎の建築期間中は上板橋第二中学校の校舎を使用し、向原中学校の校地に建設する新校舎が完成した後、新校舎に移転するという事務局案で、方向性としてまとめさせていただいております。

最後に、協議会の会長の方から、協議会委員の総意でこの統合案をつくったというよりは、事務局案を了承されたと受けとめている。事務局案について、一定のご決断をいただいたことを教育委員会に報告しますと締めくくって、協議会を閉会しているところでございます。

次回の協議会は4月17日になります。

この後にご説明いたします中間のまとめについて確認することを中心に開催し

たいと思っておるところでございます。

進捗状況の報告は以上でございます。

次に、中間のまとめについてご説明いたします。

1のはじめにの中ですけれども、これまでに8回にわたって協議をしてきたということと、施設の老朽化と向原中の過小規模化については、解決しなければならない課題であると協議会の中では共通認識を持つことができたということ。

また、第6回の協議会において、統合に関する事務局案をお示しして、7回、8回と意見交換を重ねてきて、総論としては、事務局案で進めていくことでやむを得ないという方向性が出されたと、そのように考えているということが書かれております。

2の統合についての方向性でございます。

これにつきましては、①から④がありまして、上板橋第二中学校と向原中学校を統合しますということを前提に、②で、校名は「上板橋第二中学校」とします。

③統合時期は平成30年4月1日といたします。これは魅力ある学校づくりプランのスケジュールどおりでございます。

④です。校舎の建築期間中は上板橋第二中学校の校舎を使用し、向原中学校校地に建設する新校舎完成後、新校舎に移転しますという方向性でございます。

3の配慮すべき事項でございます。

上記の方向性の中にも、協議会の中でご意見、ご要望がありましたので、配慮すべき点を列挙してございます。

①につきましては、新校舎を設計する際は、教育的効果を高める工夫とか、現代的課題に対応した校舎づくり、保護者の方や地域の方の意見を取り入れていくことが書かれております。

資料の裏を見ていただきまして、②のところでは、通学区域について、町会・自治会の区割りとの整合性について配慮してほしいというところ です。

③のところでは、跡地の活用については、防災機能など、地域の活性化につながるように検討してほしいという、こちらは強い要望がございました。

④のところでは、小中一貫教育についての検討を、こちらの地域で検討してほしいという要請がありましたので書いてございます。

そのほかにも、生徒さんの心のケアとか、人的配置、通学路の安心安全などについて配慮することが列挙されているところでございます。

4、今後のスケジュールでございますが、魅力ある学校づくりプランのスケジュールと同じでございます。

平成30年4月の時点で学校を統合いたしまして、向原中学校の校地に新校舎の改築が始まります。

校舎の完成は、平成32年4月というスケジュールとなっております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 スケジュールについて、1つ。平成27年4月から平成28年3月と書いてあるんですけども、平成28年度から新校舎の設計がその下で始まっているんですけども、できるだけ早く話し合いがまとまればよろしいかと思うんですけども、今の予定では、いつごろ決定しなければならない期日というか、そういう設定はされているのですか。

学校配置調整担当課長 設計に入る。

松澤委員 そうですね。統合案のまとまる日にちとして、どれぐらいの日にちまでに決定しないと、この予定でいかないというのはございますか。

学校配置調整担当課長 そうですね。統合についての方向性については、次回の協議会で決定するのが理想と思っています。

その後は、どのような学校をつくっていくのかという具体的な協議の内容にシフトしていきたいと思っておりますので、夏ぐらいまでには、新しい学校をどのようにつくっていくのかの一定の方向性は出していければと思います。

その後、来年度は設計の作業に入っていきますので、そのコンセプトといたしますか、まとめる期間を考えますと、夏ぐらいまでには、具体的に学校をどのようにつくるかというところを決めていきたいと考えているところでございます。

松澤委員 ありがとうございます。

委員長 これは、統合時期が平成30年4月ということは、今年度入学した1年生が卒業するまでは向原でいくということになるわけですが、例えば、来年、再来年度に入学してくる生徒は恐らく非常に少なくなってしまうのではないかとというのが予想されるんですけども、大山小みたいに1人学級とか、2人学級というのは非常にうまくないので、できればそれは避けたいと思うんですけども、入学したいといえば断るわけにはいかないと思うわけなんですけども、できるだけ来年度、再来年度の入学は上二中の方に入学できるように、学校区の範囲もその辺は緩く考えていただいて、希望制で向こうに行くという形でもいいと思うんですけども、した方がいいのではないかと思います。

それから、他の学区から向原へ、人数が少ないから来たいんだというようなのは絶対にもう入れない、それは断れると思うので、余り向原の来年、再来年度に1人学級とか2人学級は出ないようにしたらいいかなと思いますけれども。

中学校ですから複式学級はないと思うんですけども、それはもう少人数学級ではなくて、極少人数学級はやめたいなと思っております。

学校配置調整担当課長 そうですね。入学する学校を、どの学校を選ぶかにつきましては、学務課の方と、その辺はどのような対応ができるのか考えていきたいと思っております。

一方で、向原の校長先生の方から、人数が少なくなっても教員一丸となって、

できるだけのことをしていきたいというお言葉をいただいておりますので、その辺も一緒に考えながら、一番よい方法を探したいと思っております。

高野委員 向原中に整備週間で訪問したときに、校長先生の方で、今度、野球部を新設したいということで、野球が得意な先生がいらっしゃるって、それで、小学校6年生に向けての学校公開のときに野球教室を開催したところ、まとめて何人かの子たちが野球部に入りたいということで入学を希望していると聞いています。

人数が少なくても、ほかの学校と合同で部活を続けていくというようなお話も聞いていましたので、その辺については、学校の将来が決まっても向原中を選ぶんだという子たちがどういうふうに動いていくのか、そこのところもしっかりと学校から事情を聞いていいただいて、見極めていただきたいと思います。

学校配置調整担当課長 分かりました。今年、36名が向原中に入学されて、まとまって野球部の方が入ったとも聞いています。

ですので、先生方もどういう部活をやってほしいのか、要望を全部受けますというチラシもつくって生徒さんに配っているみたいで、非常に熱心にやっているということです。その辺、生徒さんの思いとか、学校側と相談しながら、よりよい形にしていきたいと思っております。

委員長 分かりました。そういうことでよろしいでしょうか。

(はい)

委員長 それでは、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますか。

指導室長 2点ございます。

1点目ですが、今月4月21日火曜日に、毎年行っております全国学力・学習状況調査が行われます。小学校6年生と中学2年生が対象でございます。

こちらの結果につきましては、児童の実態がそこで把握できますので、授業改善に生かしてまいります。一人一人の学力の向上を目指したものでありますので、学校の平均点などの公表はしないこととしておりますので、ここでお伝えしておきます。

2点目についてですが、服務事故に関することでございます。

この3月末から4月の初めにかけて、個人情報を紛失するというような事故が起こっております。

1件目につきましては、児童の通知表のデータ等が入ったUSBを紛失したということ。

2点目については、学年間の引き継ぎのときに、保健関係の調査書を1名分紛失した。

3点目については、小学校から中学校へ上がるときに送られてきた、やはり保健関係の書類ですが、これも1名分紛失したという事故が起きました。

これにつきましては、プレス発表をしたところでございます。

この事故の防止につきましては繰り返し指導しているところではあります、また、個人情報を扱っているんだという意識を高めるということ、また、管理体制を徹底するというようなことを中心に各学校に指導していく予定でございます。

私からは、以上です。

委員 長 保健の調査票というのは、前に、何か2回聞いたことがあるんですけども、今回、これでお伺いして、保健の調査票と結核健診・問診票と2種類の健康調査に関するものがあって、それが小学校から中学校に上がってくるわけですね。

指導室長 今おっしゃいました、別件で起きているものではありませんが、保健関係のものはその2種類ございます。

委員 長 それぞれのケースにおいて、もう1枚の方はあって、片方だけがないという形ですか。

指導室長 そういう状況です。

委員 長 ですから、その辺は、やっぱり受け渡しのリストをちゃんとつくってチェックしていくような形でもとらない限り、なかなか、単に袋をまるごと渡したただけだと、どこでなくなったかが分からないから。

指導室長 おっしゃるとおりで、どの時点で、どのようになくなったかというところが不明確でありますので、確認作業が必要であるということが言えると思います。

委員 長 特に学校間の受け渡しになるから、それはしっかりしていただいた方がいいかなと思いました。

高野委員 私も経過を拝見させていただいて、書類などを受け取る時に、枚数を確認して捺印するというようなところが必要なのではないかなと思いました。

それを、次に渡した方も、受け取ったときに確認しなければ、今度は自分の責任になってくるわけですから、そういう責任の所在をはっきりさせることが自覚にもつながっていくと思うので、やはり受け渡しに関しては、枚数を確認する習慣をつけるようなことを行う必要があるのかなというように、経過を見て思いました。

指導室長 その辺のところを十分、また、事故を起こした学校には聞き取りをいたしまして、具体的な対応策を講じるよう指導していきたいと思えます。

委員長 ほかにございますでしょうか。

では、今回、私から1件だけ報告してよろしいでしょうか。

感想ですけれども、学校だよりを各校からいただいておりますけれども赤塚二中の学校だよりを拝見いたしまして、保護者アンケートの結果が載っております、この中で、色んな問題に対して、「そう思う」とか、「どちらかというところ、そう思う」が70%をほとんど超えているんですけれども、一部に、「どちらかというところ、そう思わない」というのが20%ぐらいのところがあって、「いいと思う」が70%あるんですけれども、「どちらかというところ、そう思わない」が20%あるところについては、特にこの辺は改善していきたいという意見がついていまして、大部分はいいんですけれども、悪いところで20%を超えたところは改善していこうという姿勢でいるのは非常に結構なことではないかと思いました。

それだけです。

ほかに、ありますか。

高野委員 4月5日に天津わかしお学校の入学式に行っていました。

鴨川市から市長さんと教育長さん、また、周辺の小中学校の校長先生など、多数のご来賓にご臨席いただきまして、日ごろから大変お世話になっているということがよく分かりました。

今年度は、新入学の子が17名、継続入学は18名の計35名ということで、例年に比べて新しく入る子が半分いるということで、大変、スタートが色々と心配だというようなことを校長先生もおっしゃってありました。

その後、保護者の方々は保護者会ですとか、学級懇談会、寮の保護者会、PTA総会など、色々な会議、あと、個人面談などで、4時ごろまで会議が続いていました。

PTAについては、ほぼ全ての保護者の方が役員とか委員になって、お子様が天津に行った後は、板橋区内で毎月PTAの活動をしているということでした。子供も保護者の方も新しい環境で一生懸命頑張っている様子を拝見させていただきました。

委員長 ほかになければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 58分 閉会